

◎新潟県告示第385号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、小木港港湾計画を次のとおり変更した。

令和元年8月30日

小木港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 港湾計画の変更年月日

令和元年8月19日

2 港湾計画の変更の概要

(1) 小型船だまり計画

| 地区名  | 施設           | 能力          |
|------|--------------|-------------|
| 羽茂地区 | 小型さん橋<br>船揚場 | 1基<br>延長10m |

(2) 土地利用計画

| 地区名  | 用途     | 能力    |
|------|--------|-------|
| 羽茂地区 | ふ頭用地   | 面積4ha |
|      | 港湾関連用地 | 面積1ha |
|      | 交流厚生用地 | 面積1ha |
|      | 工業用地   | 面積4ha |
|      | 都市機能用地 | 面積5ha |
|      | 交通機能用地 | 面積1ha |
|      | 緑地     | 面積1ha |

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

佐渡市両津湊198番地 佐渡島開発総合センター2階

新潟県佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎